

平成24年10月

「死亡・重大災害」をストップさせよう！！

鹿嶋署管内では、昨年10月に「死亡災害ゼロ398日」を達成しましたが、その後、死亡・重大災害が多発しています。9月24日にも死亡災害が発生し、合計11名の方が亡くなっています。また、そのうち、3件が3名以上の死傷者数となる「重大災害」です。

業種別では、「製造業」が大幅な増加となり、昨年倍増した「建設業」も前年同様で推移しています。

平成24年の労働災害発生状況

	平成24年	平成23年
製造業	64	42
建設業	42	41
運輸交通業	21	27
その他	64	56
合計	191	166

数字は死亡災害（9月末日現在）

めざせ死亡災害ゼロ 250日
15日（10月10日現在）

（過去最長：平成22年9月17日～平成23年10月19日までの398日間）

職場の「パワハラ」予防のためのポータルサイト開設

いま、職場のいじめ・嫌がらせが、社会的な問題として顕在化してきています。

労働基準監督署の窓口でもパワーハラスメントについての相談が数多く寄せられています。

厚生労働省ではパワーハラスメントの予防・解決のため、本年10月1日からポータルサイトを開設しました。

ここでは、どのようにパワーハラスメントを理解したら良いかなど分かりやすく解説しています。裁判例なども参考になると思います。

企業や労働組合は、職場のパワーハラスメント対策に取り組みましょう。また、職場で働く一人ひとりの皆様も、自分たちの職場を見つめなおし、互いに話し合うことから始めましょう。

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

10月は「全国労働衛生週間」です！

ぜひ、この機会にご自身の「健康」について考えてみましょう。

今年のスローガン

「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」

詳しくは <http://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/index.html>



労働契約法改正のポイント

「労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に公布されました。今回の改正では、有期労働契約について、下記の3つのルールを規定しています。

<改正法の3つのルール>

無期労働契約への転換

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」がそのままの内容で法律に規定されました。

一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

詳しくは下記のホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/

茨城県最低賃金の改正のお知らせ

「茨城県最低賃金」が改正されました。

時間額 699円（これまでの最低賃金額は692円です）

（発効日：平成24年10月6日）

茨城県最低賃金は原則として、正社員だけでなく、パートタイム労働者、アルバイトなど茨城県内で働くすべての労働者に適用されます。

最低賃金についてのご質問・ご相談は

当署か茨城労働局労働基準部賃金室（電話029-224-6216）にお尋ねください。

「紅葉」の時期です！！

関東近辺では、日光の紅葉が有名ですね。茨城県でも筑波山、県北地域には紅葉のきれいな場所があります。ぜひ、お出かけしてみたいいかがですか？

おいしい空気を吸って、ストレス発散をしましょう。

また、お弁当を持って、ちょっとハイキングなどはいかがですか？メタボ脱出にも良いですね？！



「鹿嶋労基署広報」のバックナンバーは茨城労働局のホームページに掲載しています。

アドレスは下記のとおりです。ぜひ、ご覧ください。

http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantokusho_oshirase/kashima.html